

第1回 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録

日 時	令和6年11月12日(火) 午後3時05分から4時00分まで
開 催 場 所	泉区役所4階4ABC会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 村井 祐一 (田園調布学園大学人間福祉学部 学部長・教授)</p> <p>委員 秋葉 輝夫 (下和泉地区民生委員児童委員協議会 会長)</p> <p>有坂 太志 (泉区介護支援専門員連絡会 (ケアマネフォンテ) 代表)</p> <p>泉 直子 (泉区地域子育て支援拠点すきっぷ 施設長)</p> <p>浦 恭子 (東京地方税理士会戸塚支部)</p> <p>【事務局】</p> <p>泉区福祉保健センター長 羽田 政直</p> <p>泉区福祉保健課長 岩井 裕子</p> <p>泉区福祉保健課事業企画担当係長 大井 翔</p> <p>泉区福祉保健課事業企画担当 伊藤 貴 大山 翔子</p>
欠 席 者	無し
開 催 形 態	一部非公開 (申請要項の審議・決定、選定方法、選定までのスケジュールについて非公開) (傍聴者0人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会の役割 2 委員長及び職務代理者の選出 3 会議の公開・非公開の決定 4 申請要項の審議・決定 5 選定方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 評価基準項目 (2) 財務状況に係る評価方法 (3) 選定基準の設定等について 6 選定までのスケジュール
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に村井委員を選出、委員長職務代理者に浦委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 <ol style="list-style-type: none"> 第1回 申請要項、選定方法、選定までのスケジュール 第2回 申請団体の面接審査、指定管理者の候補者 (以下「指定候補者」という。) の選定に関すること 3 申請要項等について、事務局案を一部修正して決定。 4 評価基準項目について、事務局案のとおり決定。

	<p>5 財務状況に係る評価方法について、事務局案のうち、案2に決定。</p> <p>6 選定基準の設定等について、事務局案のとおり決定。</p> <p>7 選定までのスケジュールについて、事務局案のとおり決定。</p> <p>8 修正内容等については委員長に一任することに決定。</p>
議 事	<p>1 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会の役割について (事務局) 指定管理者制度、選定委員会の設置根拠、担当事務、審議事項及び議事録の公表について説明。</p> <p>2 委員長及び職務代理者の選出について 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に村井委員を選出。 同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に浦委員を指名。</p> <p>3 会議の公開・非公開の決定について (事務局) 公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。 【第1回選定委員会】 ・申請要項の審議・決定について ・選定方法 ・選定までのスケジュールについて 【第2回選定委員会】 ・申請団体の面接審査 ・指定候補者の選定、講評 (委員長) 特に意見が無ければ、事務局案のとおりでよろしいか。 (委員) 異議なし。</p> <p>4 申請要項の審議・決定について (事務局) 資料のとおり事務局案を説明(社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会を候補者とするを前提とする非公募による選定であることを含む)。 (委員長) 地域ケアプラザの指定管理者選定と同様に、事業計画をかなり重視して評価をし</p>

ていくので、記述内容については委員がより適切に正しく評価できるようにするため、写真や図などを使ってビジュアルにわかりやすくするよう、申請要項等に記載してほしい。

(委員長)

事業計画書の中で非公募の理由としている「地域と強い関係を有している」こと、「ボランティア支援に関するノウハウを豊富に有している」こと、「様々な活動団体、担い手の支援を通じて、ボランティア支援のノウハウを蓄積しており、支援を要する人のニーズを的確に見極め、きめ細かい対応を行っている」ことについて示してほしい。

これまでの実績と、それをさらに発展させるためにどのような具体的な方策があるのかということ、わかりやすく示していただけることを期待している。

5 選定方法について

(1) 評価基準項目

(事務局)

評価基準項目について事務局案を説明。

(委員長)

非公募の理由となっている「支援を要する人のニーズを的確に見極め、きめ細かい対応を行っている」ことの評価はどの項目で行っているのか。地域支援とボランティア支援については多くの項目に見られるが、個人のニーズに対応するという点についての項目があまり明確でないのではないか。

(事務局)

「担当地域の特色、課題及び将来像」の項目か、「利用者のニーズ、要望及び苦情への対応」の項目に含まれると思うが、わかりやすく文言を加えるといったことも可能。

(委員長)

区社会福祉協議会の独自事業である「生活支援体制整備事業」「あんしんセンター」「生活福祉資金の貸付」あたりが「個人のニーズへの対応」としてあてはまるのかもしれない。こうした業務を担っている事業者なので、非公募で任せたいと読み替えて評価項目には含まれていないと考えるのがよいのかもしれない。

(事務局)

区社協の業務は、福祉保健活動拠点の業務と相互に関わりながら活動を行うこ

とになる。また、申請要項の記載は「様々な活動団体、担い手の支援を通じて、ボランティア支援のノウハウを蓄積しており、支援を要する人のニーズを的確に見極め、きめ細かい対応を行っている」としており、ボランティア支援に通じる個人の技術を的確に捉えているという観点から、「ボランティアに関する相談」の項目でも評価することができるのではないかと思う。

(委員長)

ボランティアの育成だけではなく、ボランティアを通じて発見される地域や個人のニーズを吸い上げ、それに応じて支援計画やボランティアをさらにどう育成するか、PDCAを回すような仕組みづくりというものを申請法人に示すよう伝えていただきたい。

(2) 財務状況に係る評価方法

(事務局)

財務状況に係る評価について、以下の2案を提案。

- 1 健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者（当委員会では浦委員）による評価を選定委員会としての評価とする。
- 2 選定委員のうち財務に関する有識者には、健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有するものとする。

財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にし、各自評価を実施する。

(委員長)

前回の選定委員会で決まった方法を基本的には踏襲させていただきたいと思う。各委員が責任をもって評価させていただくこととしたい。

(委員)

異議なし。

(3) 選定基準の設定等について

(事務局)

選定基準の設定等について、事務局案を説明。

- 1 選定にあたっては、各委員が評価基準項目に基づいて採点する。
各委員の評点の合計点により評価し、最低制限基準は、評価基準項目のうち1～6まで（「7 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除いたもの）の配点の60%以上とする。

	<p>2 最低制限基準に満たない場合は、選定委員会が付託した意見に対する資料の提出をもって、再度選定を行うこととする。</p> <p>(委員長) 選定基準の設定等について事務局案のとおりでよろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>6 指定管理者選定スケジュールについて</p> <p>(事務局) 資料のとおり事務局案を説明。</p> <p>(委員長) 特に意見が無ければ、事務局案のスケジュールに基づいて、選定を行うということによろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>7 その他</p> <p>資料の修正に関する確認について</p> <p>(事務局) 当委員会内で指摘のあった資料の修正及び議事録の内容の確認について、委員長に一任することを提案。</p> <p>(委員) 異議なし。</p>
<p>資 料 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>資料 1 - 1 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料 1 - 2 横浜市泉区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料 2 - 1 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項 (案)</p> <p>資料 2 - 2 指定管理者申請書類 (案)</p> <p>資料 3 - 1 福祉保健活動拠点評価基準項目に関する見直しについて</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>資料3-2 横浜市泉区福祉保健活動拠点指定管理者評価基準項目（案）</p> <p>資料4 財務状況に係る評価方法について</p> <p>資料5 選定基準の設定等について（案）</p> <p>資料6 泉区福祉保健活動拠点 第5期指定管理者選定までのスケジュール（案）</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和7年4月頃に開催予定、日程調整の結果については後日連絡する。</p> |
|--|--|